

株式会社デジタル・デザイナーズ・スタジオ マージン率

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について公開します。

(対象：2025年1月1日～2025年12月31日)

| 派遣労働者数 | 派遣先事業所数 | ①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均) | ②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均) | マージン率 (①-②) ÷ ① |
|--------|---------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 2名 | 2社 | 25,000 | 16,216 | 35.1% |

● マージン率とは 派遣先より株式会社デジタル・デザイナーズ・スタジオに支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差引いた残りの額がマージン でありこれを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

● マージンに含まれる費用

- ・ 社会保険料 (健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分)
- ・ 有給休暇費用
- ・ 会社運営経費 (健康診断費用、営業費用、募集採用費用、就業管理費用、福利厚生費用など)
- ・ 営業利益

● 教育訓練に関する事項

| 教育訓練名 | 対象者 | 訓練方法 | 賃金支給 | 費用負担 |
|----------|-----|--------|------|------|
| 派遣先概要 | 雇用時 | OFF-JT | 有給 | 無償 |
| ビジネススキル | 派遣中 | OFF-JT | 有給 | 無償 |
| 情報セキュリティ | 派遣中 | OFF-JT | 有給 | 無償 |
| 安全衛生、マナー | 派遣中 | OFF-JT | 有給 | 無償 |

キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

ビジネスソリューション窓口 03-5391-7158

● 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲 (ソフトウェア開発者、一般事務)
- ・ 協定書の有効期間終期 令和8年 3月 31日

株式会社デジタル・デザイナーズ・スタジオ

許可番号 派13-310692